

# 一般競争入札公告

令和 4 年 6 月 16 日  
中央労働災害防止協会 契約職  
理事長 竹越 徹

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 中央労働災害防止協会 令和 4 年度会計監査人による会計監査業務
- (2) 仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 対象期間等 入札説明書のとおり

## 2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で『役務の提供等』の A、B、C 又は D の等級に格付けされている者であること。
- (3) 過去に複数の公的法人（独立行政法人、特殊法人、特別民間法人等）に対する監査実績を有しているものであること。
- (4) 主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- (5) 複数の公認会計士を常駐させ、かつ当方の依頼に応じて速やかな対応が可能であること。

## 3 入札説明書の交付方法

「12 入札に関する問合わせ先」において 令和 4 年 9 月 7 日（水）12 時 まで随時行う。

## 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 4 年 9 月 8 日（木）11 時  
場所 安全衛生総合会館 11 階 小会議室

## 5 郵送等による入札書の受領期限及び送付先

日時 令和 4 年 9 月 7 日（水）17 時まで  
送付先 〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2  
中央労働災害防止協会 経理部会計課 担当：松永  
注）配達記録が残る郵便等を利用すること。

## 6 入札条件

- (1) 入札金額は、総価を記入すること。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数は金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の形式は、別紙 1 とすること。
- (4) 入札書の宛名は、中央労働災害防止協会理事長とすること。

- (5) 入札書には社名及び代表者印を押印し、封印すること。
- (6) 入札書における金額訂正は、行わないこと。
- (7) 法人の代表者以外のものが入札する場合は、委任状（別紙 2）を持参すること。
- (8) 入札の最低価格が、予定価格を超えている場合は、その場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。再度入札は、原則として 2 回までとする。なお、不調となった場合の読み上げについては、最低入札価格のみについて行う。

## 7 入札の無効

上記 2 に示した競争参加資格を有しない者の提出した入札書、入札に関する条件に違反した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

## 8 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 9 入札保証金及び違約金

入札保証金は免除する。但し、落札者が契約締結に応じない場合には、落札価格の 5% を違約金として当協会に納めなければならない。また、落札者が契約を履行しない場合には、契約金額の 10% を当協会に納めなければならない。

## 10 契約書の作成の要否

落札者は契約締結に当たって契約書の作成を要する。

## 11 落札者の決定方法

(1) 上記 2 の要件を満たした業者であり、当協会の作成した予定価格の制限の範囲内であつて予定価格の 10 分の 6（最低制限価格）以上の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、落札者が契約を結ばない場合は、上記の条件で次順位の者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない当協会職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

## 12 入札に関する問い合わせ先

中央労働災害防止協会 経理部会計課 電話：03（3452）6143 e-mail：keiri@jisha.or.jp

担当：松永

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10 階

## 13 その他

(1) 落札者が契約を結ばない場合、今後 2 年間は当協会に関する入札に参加させないものとする。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 上記 9 の違約金等は、天災地変その他やむをえない事由がある場合には免除することがある。